

議案第4号

勝山市介護保険条例の一部改正について

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年5月28日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、勝山市介護保険条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市介護保険条例の一部を改正する条例

勝山市介護保険条例(平成 12 年勝山市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第 5 条 (略)	(保険料率) 第 5 条 (略)
(新設)	<u>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,600 円とする。</u>
(新設)	<u>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中 26,600 円とあるのは、42,500 円と読み替えるものとする。</u>
(新設)	<u>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中 26,600 円とあるのは、51,400 円と読み替えるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の勝山市介護保険条例(平成12年勝山市条例第29号)第5条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。